

浦添市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例の一部を改正する条例

浦添市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和2年7月1日から同年9月30日までの間における議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。